

法政大学後援会奨学金給付規程

規定第825号

一部改正 2008年 1月 1日 2008年 4月 1日
2010年 4月 1日 2010年10月13日
2019年 6月24日

(目的)

第1条 本学は、法政大学後援会の寄付の主旨に沿い、主たる家計支持者である保証人（親）の死亡又は離別、失職、病気・事故、災害により家計が急変し、その事由が発生した月から12カ月を超えない期間内に大学納付金を納期限内に納入できない者のために法政大学後援会奨学金制度を制定する。

(資金)

第2条 本規程による奨学金は「法政大学後援会奨学基金」の運用による果実を財源とする。

(給付額及び定数)

第3条 本奨学金の給付額は、当該期の大学納付金相当額（前期又は後期の授業料、実験実習料、教育充実費）を上限とする。

2 本奨学生の定数は若干名とする。

(出願資格及び時期)

第4条 本奨学金の給付を出願できる者は、本学学部在籍者（休学・留年者、通信教育部生、科目等履修生は除く。）であり、過去に本奨学金の給付を受けたことのない者とする。

2 出願時期は6月及び11月とする。

(申請手続)

第5条 本奨学金の給付を希望する者は、つぎの書類を担当部課に提出しなければならない。

- (1) 法政大学後援会奨学生願書
- (2) 家計急変を証明する書類
- (3) 家計収入に関する証明書
- (4) 成績証明書
- (5) その他大学が提出を求めた書類

(選考及び決定)

第6条 本奨学生は、つぎの要件をそなえた者の中から、学生センター会議の選考を経て、職務権限規程に基づき決定する。

- (1) 家計急変により当該期の大学納付金納入が困難と認められること。
- (2) 教育上、経済的援助が必要と認められること。
- (3) 学業成績が優れていること。

(停止又は取消)

第7条 本奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、前条に定められる委員会の議を経て、職務権限規程に基づき奨学金の支給を停止又は資格を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。
- (2) 退学又は停学処分となったとき。
- (3) 本奨学金を必要としない事由が生じたとき。

(返還請求)

第8条 本規程により支給された奨学金は、返還を要しない。ただし、本奨学生が前条の定めにより取消の処分を受けた場合は、大学は支給した奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第9条 奨学金の給付に関する事務は市ヶ谷，多摩，小金井の3地区の奨学金担当部課（学生センター厚生課・多摩学生生活課・小金井学生生活課）及び経理部で行う。

付 則

- 1 この規程は，2005年4月1日より施行する。
- 2 この規程は，2008年1月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は，2008年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は，2010年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は，2010年10月13日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は，2019年6月24日から一部改正し施行する。

なお，この規程の施行後3年以内に，経済情勢の変化を勘案しつつ，奨学金の給付状況について検討を加え，その結果に基づいて本奨学金給付規程の見直しを行うものとする。

(追53)